

政務活動費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費。会派が行う調査研究の委託に要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金及び会費、交通費、旅費、宿泊費、調査委託費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費、参加費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する費用 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、文書通信費、会場費等)
広聴費	会派が、住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当等)
事務所費	会派の行う調査研究及びその他の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究及びその他の活動に必要な経費 (会場費、文書通信費、交通費等)